



WCADP の今年のポスター

10月10日は世界死刑廃止デー いのちの選別と死刑を考える 死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）
東京都荒川区南千住1-5-9-6-302
<http://sobanokai.my.coccan.jp/>

10月10日はWCADP（世界死刑廃止連盟）が呼びかける「死刑廃止の日」です。日本でも毎年この日の前後に死刑廃止を願う人々が集まるイベントが行われています。

今年はこちらの土曜日に当たるので、その日の午後1時開会で「響かせあおう死刑廃止の声2020」という催しが予定されています。（於：四谷区民ホール／新宿区）

死刑廃止に取り組む諸団体からの報告に加え、「いのちの選別と死刑」というテーマで、作家の雨宮処凜さんや映画監督の森達也さんのトークが企画されています。「津久井やまゆり園」入所者らへの殺傷事件の植松聖死刑囚が、自ら控訴を取り下げて死刑判決を確定させてしまった問題なども語られることと思います。

☆☆☆

死刑判決が出されるような事件では、被告人が望まなくても、通常、一審や二審の弁護人は控訴や上告の手続きを行ってからその立場を退きます。そして次の弁護人が選任され引き継がれます。ところが、その間の期間に本人が上訴を取り下げてしまうと被告人不在のまま判決が確定してしまうことになりす。

被告人が望んでいることなら、構わないじゃないか、と思う人がいるかもしれません。しかし、本人の精神状態に問題がある場合や、誰かをかばおうとしているようなケースも考えられます。ですから、諸外

国では、被告人が望もうと望まないと「必要的上訴」という手続きがなされ、死刑のような重大な判決が確定するまでには少なくとも3回の審理を経ることが求められています。

しかし、日本では、植松死刑囚のような形で死刑判決を確定させてしまった人が何十人もいます。もちろん、その中には「被害者に死んで詫げるしかない」と思い詰めた方もいるでしょうし、「上訴しても判決は変わらない」と諦めた方もいるでしょう。が、死刑判決が確定して、処遇も変わりが、自分や事件のことを改めて見つめ直す時間ができたとき、また、いつ執行が訪れるかわからない緊張の中で、その思いが変わることはないのでしょうか。

☆☆☆

今年のWCADPのポスターは、手錠をかけられた手と差し出された手が握りあっている絵です。そして「弁護士へのアクセスは生死に関わる問題だ」(Access to counsel: A matter of life or death) という言葉が添えられています。()

※10月10日のイベントに参加される方は、新型コロナ対策のため、受付での検温、マスクの着用等をお願いします。
また、直接参加されない場合も、インターネットの同時中継でご覧いただけます。